

# 国見町議会情報セキュリティポリシー

## 1 目的

国見町議会情報セキュリティポリシーは、国見町議会が取り扱う情報資産のうち、国見町が策定する情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

本規程の各種用語の定義は次のとおり。

### (1) 国見町情報セキュリティポリシー

国見町が策定する情報セキュリティポリシー(以下「町部局ポリシー」という。)のことをいう。

### (2) 情報資産

町部局ポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、本ポリシーでは、国見町議会が保管する情報のことをいう。

## 3 情報セキュリティ基本方針

国見町議会の情報セキュリティ対策等に関し、本規程に定めのない事項については、原則、町部局ポリシーの各規定を準用(「第2章1組織体制」を除く。)する。

## 4 情報セキュリティの管理体制

### (1) 議長

議員全般の情報セキュリティ管理の総括

### (2) 議会事務局長

情報資産に関する情報セキュリティに関する議会内遵守状況等の管理

### (3) 議会事務局主任主査

情報資産のセキュリティ担当者

## 5 その他

上記事項に定めがない事項については、都度、町部局ポリシーに準じ、議長が決定する。

## 附 則

本規程は、令和8年3月31日から施行する。